(参考) 岐阜都市計画地区計画の変更(岐阜市決定) 新旧対照 都市計画大学西地区地区計画を次のように変更する。

		新	旧			
名称		大学西地区地区計画	大学西地区地区計画			
位置		岐阜市大学西一丁目及び大学北	岐阜市大学西一丁目及び大学北			
		一丁目の各一部	一丁目の各一部			
面積		約 4.6ha	約 4.6ha			
区域	地区計画の目標	本地区は、岐阜市北西部に位	本地区は、岐阜市北西部に位			
域の		置し、御望山や伊自良川を背景	置し、御望山や伊自良川を背景			
の整備		に自然豊かな田園地帯を有する	に自然豊かな田園地帯を有する			
備・		地区となっている。また、岐阜大	地区となっている。また、岐阜大			
		学を中心とした学術・研究の拠	学を中心とした学術・研究の拠			
発及		点として位置づけられている。	点として位置づけられている。			
びび		岐阜大学医学部及び附属病院	岐阜大学医学部及び附属病院			
保全		の周辺について地区計画を策定	の周辺について地区計画を策定			
開発及び保全の方		することで、無秩序な開発の防	することで、無秩序な開発の防			
方針		止と関連施設を誘導し、周辺の	止と関連施設を誘導し、周辺の			
业		自然環境と調和した学術・研究	自然環境と調和した学術・研究			
		拠点の形成を目指すこととす	拠点の形成を目指すこととす			
		る。	る。			
	土地利用の方針	1 学術・研究の拠点にふさわし	1 学術・研究の拠点にふさわし			
		い学術・開発研究機関や岐阜	い学術・開発研究機関や岐阜			
		大学医学部附属病院の利用者	大学医学部附属病院の利用者			
		に関連した店舗等の土地利用	に関連した店舗等の土地利用			
		を誘導する。	を誘導する。			
		2 ゆとりある緑豊かなまとま	2 ゆとりある緑豊かなまとま			
		りのある一団の開発誘導を図	りのある一団の開発誘導を図			
		る。特に、当面は都市計画道路	る。特に、当面は都市計画道路			
		折立大学北線沿道を中心とし	折立大学北線沿道を中心とし			
		た土地利用誘導を図り、その	た土地利用誘導を図り、その			
		後西側街区の土地利用誘導を	後西側街区の土地利用誘導を			
		図る。	図る。			
	地区施設の整備	1 適切な地区内交通の処理に	1 適切な地区内交通の処理に			
	方針	向けて、次に掲げる計画幅員	向けて、次に掲げる計画幅員			
		の区画道路を適正に配置す	の区画道路を適正に配置す			
		る。	る。			
		(1) <u>計画幅員16m、12m、10m及</u>	(1) <u>計画幅員16m及び8mの主</u>			
		び8mの主要な区画道路と計	要な区画道路と計画幅員6m			
		画幅員6mの区画道路を配置	の区画道路を配置する。			
		<u>する。</u>				
		(2) 前号に掲げるもののほか	(2) 前号に掲げるもののほか			

必要な場合は、予定建築物の 用途、敷地の規模等に応じた 適正な計画幅員の区画道路 を配置する。

- 2 アメニティあふれる歩行空 間確保に向けて、緑道及び歩 行者用通路を配置する。
- 3 計画幅員16mの区画道路に ついては公共による整備、そ の他の区画道路並びに緑道及 び歩行者用通路については開 発区域ごとに開発者による整 備を適切に行う。
- 4 良好な地区施設の機能維持 に向けて、公共による区画道 路並びに民間による緑道及び 歩行者用通路の適切な維持管 理を行う。

必要な場合は、予定建築物の 用途、敷地の規模等に応じた 適正な計画幅員の区画道路 を配置する。

- 2 アメニティあふれる歩行空 間確保に向けて、緑道及び歩 行者用通路を配置する。
- 3 計画幅員16mの区画道路については公共による整備、その他の区画道路並びに緑道及び歩行者用通路については開発区域ごとに開発者による整備を適切に行う。
- 4 良好な地区施設の機能維持 に向けて、公共による区画道 路並びに民間による緑道及び 歩行者用通路の適切な維持管 理を行う。

建築物等の整備 方針 学術・研究の拠点にふさわしい、ゆとりある緑豊かで良好な地区環境及び景観形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限を行う。

学術・研究の拠点にふさわしい、ゆとりある緑豊かで良好な地区環境及び景観形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限を行う。

その他当該区域 の整備・開発及 び保全に関する 方針

- 1 地区内の施設整備にあたっては、高齢者や障害者のみならず全ての利用者が安全で快適に利用できるユニバーサルデザイン環境の整備に努める。
- 2 土地の区画形質の変更及び 建築を行うにあたっては、当 該敷地内に開発者負担による 流出抑制施設を確保する。こ の場合において、当該施設の 管理協定を締結し適切な維持 管理に努める。
- 1 地区内の施設整備にあたっては、高齢者や障害者のみならず全ての利用者が安全で快適に利用できるユニバーサルデザイン環境の整備に努める。
- 2 土地の区画形質の変更及び 建築を行うにあたっては、当 該敷地内に開発者負担による 流出抑制施設を確保する。こ の場合において、当該施設の 管理協定を締結し適切な維持 管理に努める。

1 [											1
				3 敷地内	に街区	間の人の	の誘導	3 敷地内	に街区	間の人の	の誘導
				及び地区のにぎわいを創出す				及び地区のにぎわいを創出す			
				る歩道状	完地又	は通り	抜け空	る歩道状空地又は通り抜け空			
				地の設置に努める。				地の設置に努める。			
				4 緑豊かで良好な地区環境を				4 緑豊かで良好な地区環境を			
				目指し、	敷地内	の緑化さ	推進に	目指し、	敷地内	の緑化	推進に
				努める。	7		. —	努める。	, ,	,	
				5 開発者	又は建築	学は.:	地区施	5 開発者	又は建築	至主は.	地区施
				設に定め				設に定め		•	·
				応じて、	_		•	応じて、			
				<ul><li>公共施</li></ul>				公共施言			
				い、整備		_		い、整備		_	
				を行う。	仮は、 追	197(二形比:	可日垤	を行う。	仮(よ、順	リカバーが用	村日庄
t el.	바고	歩乳の	一二里	&11 J.	∌Lasi	路線		&11 J.	≑ட்கர்	12夕 公白	
地区		施設σ	ノ凹に国	名称	計画		延長	名称	計画	路線	延長
整	及び	規悞		□ <del>□</del> → → → □	幅員	数	00	D 正学光nb	幅員	数	00
区整備計				区画道路	16m	1本		区画道路	16m	1本	89 m
画				区画道路	<u>12m</u>	3本	<u>307 m</u>				
								区画道路	<u>11m</u>	1本	<u>121 m</u>
				区画道路	<u>10m</u>	1本	<u>77 m</u>				
								区画道路	<u>9m</u>	2本	<u>162 m</u>
				区画道路	8m	1本	<u>184m</u>	区画道路	8m	3 本	<u>370 m</u>
				区画道路	6m	5本	<u>350m</u>	区画道路	6m	5本	<u>401 m</u>
				歩行者用	3m	9本	445m	歩行者用	3m	9本	440 m
				通 路	3111	37	440111	通 路	5111	J /4	440111
				緑道	3m	13 本	<u>653m</u>	緑道	3m	12 本	<u>588m</u>
				配置は、計	画図表	示のとお	3 Ŋ	配置は、計	画図表	示のとは	<b>さり</b>
•	建	地区	地区								
	築	の区	の名	大学西地区	• •			大学西地区	• •		
	物等	分	称								
	に		地区								
	関す		 の面	約 4.6ha				約 4.6ha			
	建築物等に関する事		積	7, 4 11 611 6				7, 4 17 0110			
	事建築物等			   次に掲げる建築物以外の建築物			   次に掲げる建築物以外の建築物				
	の用途の			は、建築してはならない。			は、建築してはならない。				
					労む店	(1) 次に掲げる業種を営む店					
				務所又は店舗若しく		舗、事務所又は店舗若しく					
				は事務所併用住宅(住宅の		は事務所併用住宅(住宅の					
						用に供する部分の床面積が					
					用に供する部分の床面積が200㎡を超えるもの並びに		200㎡を超えるもの並びに				
					の合計					(第6号 ほな吟ィ	
				200	の床面を	関を除く	(o) ()	つもん	が水田	積を除く	\ o ) ()

- 2分の1を超えるもの及び長屋を除く。)
- ア 調剤薬局、花小売業、果 実小売業、菓子小売業、一 般飲食店、コンビニエン スストア、書籍・雑誌小売 業、理容業、美容業、洗濯 物取次業又は一般乗用旅 客自動車運送業を営む店 舗又は事務所で床面積の 合計が400㎡を超えない もの
- イ 医薬品・化粧品小売業 を営む店舗で床面積の合 計が800㎡を超えないも の。(アに掲げる業種(調 剤薬局を除く。)を合わせ て営む場合にあっては、 当該業種を営む店舗、事 務所又は住宅の用に供す る部分の床面積の合計が 400㎡を超えないものに 限る。)
- (2) 旅館・ホテル (旅館業法 (昭和23年法律第138号) 第 3条第1項に規定する営業許可を受け、同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を行うもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条第6項第4号に規定するものを除く。) に限る。) で市長が認めたもの
- (3) 保育所
- (4) 学術・開発研究機関又は 高等教育機関等が設置する 研究・教育施設、病院又は診 療所で市長が認めたもの
- (5) 公益上必要な建築物等 で、市長が岐阜市建築審査

- 2分の1を超えるもの及び長屋を除く。)
- ア 調剤薬局、花小売業、果 実小売業、菓子小売業、一 般飲食店、コンビニエン スストア、書籍・雑誌小売 業、理容業、美容業、洗濯 物取次業又は一般乗用旅 客自動車運送業を営む店 舗又は事務所で床面積の 合計が400㎡を超えない もの
- イ 医薬品・化粧品小売業 を営む店舗で床面積の合 計が800㎡を超えないも の。(アに掲げる業種(調 剤薬局を除く。)を合わせ て営む場合にあっては、 当該業種を営む店舗、事 務所又は住宅の用に供す る部分の床面積の合計が 400㎡を超えないものに 限る。)
- (2) <u>ホテル又は旅館</u>(旅館業法(昭和23年法律第138号) 第3条第1項に規定する営業 許可を受け、同法第2条第2 項<u>又は第3項に規定するホ</u> テル営業又は旅館営業を行 うもの(風俗営業等の規制 及び業務の適正化等に関す る法律(昭和23年法律第122 号)第2条第6項第4号に規定 するものを除く。)に限る。) で市長が認めたもの
- (3) 保育所
- (4) 学術・開発研究機関又は 高等教育機関等が設置する 研究・教育施設、病院又は診 療所で市長が認めたもの
- (5) 公益上必要な建築物等 で、市長が岐阜市建築審査

	T	
	会の意見を聴いて用途上や	会の意見を聴いて用途上や
	むを得ないと認めて許可し	むを得ないと認めて許可し
	たもの	たもの
	(6) 第1号の建築物に附属す	(6) 第1号の建築物に附属す
	る自動車車庫、駐輪場その	る自動車車庫、駐輪場その
	他これらに類するもの(以	他これらに類するもの(以
	下「自動車車庫等」という。)	下「自動車車庫等」という。)
	で、第1号の建築物の床面積	で、第1号の建築物の床面積
	の合計の5分の1を超えな	の合計の5分の1を超えな
	いもの。ただし、一般乗用旅	いもの。ただし、一般乗用旅
	客自動車運送業を営む者の	客自動車運送業を営む者の
	自動車車庫等については、	自動車車庫等については、
	事務所及び住宅の用に供す	事務所及び住宅の用に供す
	る部分並びに当該自動車車	る部分並びに当該自動車車
	庫等の床面積の合計が480	庫等の床面積の合計が480
	m <sup>2</sup> を超えないものとする。	m <sup>*</sup> を超えないものとする。
建築物の		
容積率の	10分の20	10 分の 20
最高限度		
建築物の		
建蔽率の	10分の6	10分の6
最高限度		
建築物の		
敷地面積	400 2	400 2
の最低限	400 m <sup>2</sup>	400 m <sup>2</sup>
度		
	12m。ただし、敷地内の適切な場	12m。ただし、敷地内の適切な場
建築物の	所に一定規模以上の歩道状空	所に一定規模以上の歩道状空
高さの最	地、通り抜け空地、広場空地、緑	地、通り抜け空地、広場空地、緑
高限度	地等が整備される建築物にあっ	   地等が整備される建築物にあっ
	ては、20mとする。	ては、20mとする。
建築物等	1 建築物及び工作物の形態及	1 建築物及び工作物の形態及
の形態又	び意匠については、次の各号	び意匠については、次の各号
は色彩そ	のいずれにも該当しているこ	のいずれにも該当しているこ
の他の意	ا کی ا	٤.
匠の制限	(1) 色彩は、派手な原色を避	(1) 色彩は、派手な原色を避
- 1941X	け、マンセル値の彩度4以下	け、マンセル値の彩度4以下
	とすること。	とすること。
	(2) 周囲の善良な風俗を害す	(2) 周囲の善良な風俗を害す
	るような彫刻、絵及び模様	るような彫刻、絵及び模様
	を施さないこと。	を施さないこと。
I		

- (3) きらびやかなネオンサイン、光源が点滅し、又は移動する照明、サーチライト、レーザー光線その他過度に明るい照明設備を設置しないこと。
- 2 屋外広告物(屋外広告物法 (昭和24年法律第189号) 第2 条第1項に規定する屋外広告 物をいう。以下同じ。) 又は屋 外広告物を掲出する物件(以 下「広告物等」という。)は、 次の各号のいずれにも該当す るもの以外は、設置してはな らない。ただし、岐阜市屋外広 告物条例(平成21年岐阜市条 例第38号。以下「屋外広告物条 例」という。) 第15条第1項各号 及び第3項各号(第1号及び第4 号を除く。) に規定する広告物 等及び周辺の景観と調和する 広告物等で市長が特に認めた ものは、この限りでない。
  - (1) 屋外広告物条例に違反しないもの
  - (2) 自家広告物(屋外広告物 条例第15条第3項第1号に規 定する自家広告物をいう。) であるもの
  - (3) 広告物等の形状、色彩、意 匠等は、当該物件を掲出す る建築物、敷地及び周囲の 景観と調和が図られ、複雑 な形状でないもの
  - (4) 広告物等に表示する文字 や絵の大きさは、当該広告 物等を掲出する建築物、敷 地及び周囲の景観と調和が とれ、品位のあるもの
  - (5) 同一方向へ2面以上広告 物等を掲出する場合にあっ ては、各々の形状、色彩、意

- (3) きらびやかなネオンサイン、光源が点滅し、又は移動する照明、サーチライト、レーザー光線その他過度に明るい照明設備を設置しないこと。
- 2 屋外広告物(屋外広告物法 (昭和24年法律第189号) 第2 条第1項に規定する屋外広告 物をいう。以下同じ。) 又は屋 外広告物を掲出する物件(以 下「広告物等」という。) は、 次の各号のいずれにも該当す るもの以外は、設置してはな らない。ただし、岐阜市屋外広 告物条例(平成21年岐阜市条 例第38号。以下「屋外広告物条 例」という。)第15条第1項各号 及び第3項各号(第1号及び第4 号を除く。) に規定する広告物 等及び周辺の景観と調和する 広告物等で市長が特に認めた ものは、この限りでない。
  - (1) 屋外広告物条例に違反し ないもの
  - (2) 自家広告物(屋外広告物 条例第15条第3項第1号に規 定する自家広告物をいう。) であるもの
  - (3) 広告物等の形状、色彩、意 匠等は、当該物件を掲出す る建築物、敷地及び周囲の 景観と調和が図られ、複雑 な形状でないもの
  - (4) 広告物等に表示する文字 や絵の大きさは、当該広告 物等を掲出する建築物、敷 地及び周囲の景観と調和が とれ、品位のあるもの
  - (5) 同一方向へ2面以上広告 物等を掲出する場合にあっ ては、各々の形状、色彩、意

- 匠等の調和が図られている もの
- (6) 夜間に表示が必要なものにあっては、昼間の美観に配慮した照明をつけるとともに、周囲の景観に影響を与えないよう配慮されたもの
- (7) 華美なネオン又は点滅灯 が設けられていないもの
- (8) 一の事業所につき広告物 等の表示面積の合計が50㎡ 以下のもの
- (9) 屋上広告物及び広告旗 (容易に移動されることが できる状態で立てられ、又 は容易に取り外すことがで きる状態で工作物等に取り 付けられている広告の用に 供する旗(これを支える台 を含む。)をいう。)でないも の
- (10) 野立広告物にあっては、 一の事業所につき1基とし、 高さが7m以下で、かつ、1面 の表示面積が4㎡以下のも の
- (11) 壁面広告物にあっては、 建築物から突出した壁面以 外の壁面に掲出され、かつ、 同一壁面に掲示される広告 物の表示面積の合計が、当該 同一壁面の面積の10分の1以 下のもの
- (12) 突出広告物にあっては、 一の事業所につき1基とし、 表示面積は一面4㎡以下の もの
- 3 敷地内に街区間の人の誘導 及び地区のにぎわいを創出す る次の各号のいずれにも該当 する歩道状空地又は通り抜け

- 匠等の調和が図られている もの
- (6) 夜間に表示が必要なものにあっては、昼間の美観に配慮した照明をつけるとともに、周囲の景観に影響を与えないよう配慮されたもの
- (7) 華美なネオン又は点滅灯が設けられていないもの
- (8) 一の事業所につき広告物 等の表示面積の合計が50㎡ 以下のもの
- (9) 屋上広告物及び広告旗 (容易に移動されることが できる状態で立てられ、又 は容易に取り外すことがで きる状態で工作物等に取り 付けられている広告の用に 供する旗(これを支える台 を含む。)をいう。)でないも の
- (10) 野立広告物にあっては、 一の事業所につき1基とし、 高さが7m以下で、かつ、1面 の表示面積が4㎡以下のも の
- (11) 壁面広告物にあっては、 建築物から突出した壁面以 外の壁面に掲出され、かつ、 同一壁面に掲示される広告 物の表示面積の合計が、当該 同一壁面の面積の10分の1以 下のもの
- (12) 突出広告物にあっては、一 の事業所につき 1 基とし、 表示面積は一面 4 ㎡以下の もの
- 3 敷地内に街区間の人の誘導 及び地区のにぎわいを創出す る次の各号のいずれにも該当 する歩道状空地又は通り抜け

空地(以下「こみち」という。) を設置すること。

- (1) 当該敷地内に立地する建築物の出入口へ通じ、原則として当該敷地を東西方向に貫通させ当該敷地の通り抜けが可能で、隣接する敷地内に設置されるこみちとネットワークが図られたものであること。
- (2) 幅員3m以上(有効幅員2 m以上)で緑化等を施し、周 囲の景観と調和が図られ、 バリアフリー構造であるこ と。
- (3) こみちには、塀、さく、門、 看板その他の工作物が設置 されてないこと。ただし、管 理上又は安全上やむを得ず 設置が必要なものについて は、この限りでない。
- (4) こみちは、日常、公共の用に供すること。

建築物等の用途の制限の項に 定める業種の定義は、次による ものとする。

- (1) 調剤薬局 主として、医 師の処方せんに基づき医療 用医薬品を調剤し、販売し、 又は授与する事業所をい う。
- (2) 花小売業 主として花を 小売する事業所をいう。
- (3) 果実小売業 主として果 実を小売する事業所をい う。
- (4) 菓子小売業 主として各種の菓子類、あめ類を製造してその場で小売する事業所をいう。
- (5) 一般飲食店 主として料理その他の食料品を飲食さ

空地(以下「こみち」という。) を設置すること。

- (1) 当該敷地内に立地する建築物の出入口へ通じ、原則として当該敷地を東西方向に貫通させ当該敷地の通り抜けが可能で、隣接する敷地内に設置されるこみちとネットワークが図られたものであること。
- (2) 幅員3m以上(有効幅員2 m以上)で緑化等を施し、周 囲の景観と調和が図られ、 バリアフリー構造であるこ と。
- (3) こみちには、塀、さく、門、 看板その他の工作物が設置 されてないこと。ただし、管 理上又は安全上やむを得ず 設置が必要なものについて は、この限りでない。
- (4) こみちは、日常、公共の用に供すること。

建築物等の用途の制限の項に 定める業種の定義は、次による ものとする。

- (1) 調剤薬局 主として、医 師の処方せんに基づき医療 用医薬品を調剤し、販売し、 又は授与する事業所をい う。
- (2) 花小売業 主として花を 小売する事業所をいう。
- (3) 果実小売業 主として果 実を小売する事業所をい う。
- (4) 菓子小売業 主として各種の菓子類、あめ類を製造してその場で小売する事業所をいう。
- (5) 一般飲食店 主として料理その他の食料品を飲食さ

備考

- せる事業所及び主としてア ルコールを含まない飲料を 飲食させる事業所をいう。
- (6) コンビニエンスストア 主として飲食料品を中心と した各種最寄り品をセルフ サービス方式で小売する事 業所で、店舗規模が小さく、 終日又は長時間営業を行う 事業所をいう。
- (7) 医薬品・化粧品小売業 主として一般医薬品、医療 用品、介護用品、福祉用品等 を小売し、併せて化粧品等 を小売する事業所をいう。
- (8) 書籍・雑誌小売業 主と して書籍及び雑誌を小売す る事業所をいう。
- (9) 理容業 主として頭髪の 刈り込み、顔そり等の理容 サービスを提供する事業所 をいう。
- (10) 美容業 主としてパーマネントウェーブ、結髪、化 粧等の美容サービスを提供する事業所をいう。
- (11) 洗濯物取次業 洗濯物 の受取り及び引渡しを行う 事業所をいう。
- (12) 一般乗用旅客自動車運送業 乗員定員10人以下の 自動車により貸切りの有償 で旅客の運送を行う事業所 をいう。
- (13) 旅館・ホテル 主として 短期間(通常、日を単位とす る。)の宿泊又は宿泊及び食 事を一般公衆に提供する営 利的な事業所をいう。
- (14) 保育所 日日保護者の 委託を受けて、乳児又は幼児 を保育する福祉事業を行う

- せる事業所及び主としてア ルコールを含まない飲料を 飲食させる事業所をいう。
- (6) コンビニエンスストア 主として飲食料品を中心と した各種最寄り品をセルフ サービス方式で小売する事 業所で、店舗規模が小さく、 終日又は長時間営業を行う 事業所をいう。
- (7) 医薬品・化粧品小売業 主として一般医薬品、医療 用品、介護用品、福祉用品等 を小売し、併せて化粧品等 を小売する事業所をいう。
- (8) 書籍・雑誌小売業 主と して書籍及び雑誌を小売す る事業所をいう。
- (9) 理容業 主として頭髪の 刈り込み、顔そり等の理容 サービスを提供する事業所 をいう。
- (10) 美容業 主としてパーマネントウェーブ、結髪、化 粧等の美容サービスを提供する事業所をいう。
- (11) 洗濯物取次業 洗濯物 の受取り及び引渡しを行う 事業所をいう。
- (12) 一般乗用旅客自動車運送業 乗員定員10人以下の 自動車により貸切りの有償 で旅客の運送を行う事業所 をいう。
- (13) <u>ホテル・旅館</u> 主として 短期間(通常、日を単位とす る。)の宿泊又は宿泊及び食 事を一般公衆に提供する営 利的な事業所をいう。
- (14) 保育所 日日保護者の 委託を受けて、乳児又は幼児 を保育する福祉事業を行う

事業所をいう。

- (15) 学術・開発研究機関 次 に掲げる学術的研究、試験、 開発研究等を行う事業所を いう。
  - ア 自然科学研究所 次に 掲げる事業所をいう。
    - (7) 地震研究所、ふく射 線研究所及び有機合成 化学研究所のような理 学研究所
    - (イ) 工業技術研究所、工 学研究所及び産業技術 総合研究所のような工 学研究所
    - (ウ) 農業、林業及び漁業 に関する研究所及び試 験所
    - (エ) 医学及び薬学に関する試験所及び研究所 (診断若しくは治療上の必要から又は食品衛生、予防衛生、栄養生理、医薬品等に関し、依頼に応じて試験、検査、検定等を行うことを兼務の一環としている施設を含む。)
  - イ 人文・社会科学研究所 文化、芸術等の人文科学 又は政治、経済等の社会 科学に関する研究を行う 事業所をいう。
- (16) 高等教育機関 次に掲げる事業所をいう。
  - ア 大学 学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させるための教育を行う事業所をいう。

事業所をいう。

- (15) 学術・開発研究機関 次 に掲げる学術的研究、試験、 開発研究等を行う事業所を いう。
  - ア 自然科学研究所 次に 掲げる事業所をいう。
    - (7) 地震研究所、ふく射 線研究所及び有機合成 化学研究所のような理 学研究所
    - (イ) 工業技術研究所、工 学研究所及び産業技術 総合研究所のような工 学研究所
      - (†) 農業、林業及び漁業 に関する研究所及び試 験所
    - (エ) 医学及び薬学に関する試験所及び研究所(診断若しくは治療上の必要から又は食品衛生、予防衛生、栄養生理、医薬品等に関し、検査に応じて試験、検査、検定等を行うことを兼務の一環としている施設を含む。)
  - イ 人文・社会科学研究所 文化、芸術等の人文科学 又は政治、経済等の社会 科学に関する研究を行う 事業所をいう。
- (16) 高等教育機関 次に掲げる事業所をいう。
  - ア 大学 学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させるための教育を行う事業所をいう。

- イ 短期大学 深く専門の 学芸を教授研究し、職業 又は実際生活に必要な能 力を育成するための教育 を行う事業所をいう。
- ウ 高等専門学校 深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成するための教育を行う事業所をいう。
- イ 短期大学 深く専門の 学芸を教授研究し、職業 又は実際生活に必要な能 力を育成するための教育 を行う事業所をいう。
- ウ 高等専門学校 深く専 門の学芸を教授し、職業に 必要な能力を育成するた めの教育を行う事業所を いう。